

# 意

神政連レポート

特集

## 天皇の公務の負担軽減等に関する 有識者会議について

- ・憲法施行七十年にあたり
- ・朝日・グレンデール訴訟について
- ・北方四島交流訪問事業(ビザなし交流)に参加して
- ・憲法を読み改正。ポイント②「家族について」
- ・神政連が取り組む課題

# 憲法施行七十年にあたり

平成二十九年  
の新春を寿ぎ、皇  
室の弥栄と国家  
の安泰をお祈り  
申し上げます。

昭和二十二年



神道政治連盟副会長  
**加藤 治樹**

五月三日、「日本国憲法」が施行されてから今年満  
七十年を迎えます。神道政治連盟は昭和四十四年

に結成されてから一貫して、神社界の課題として現  
憲法の改正を重要施策の一つとして取り組んでいま  
す。神政連広報誌『意』には歴代の会長・役員の想い  
が何度も掲載されてきました。憲法七十年の  
節目となる今年、改めて改正に向けた神社界の意思  
統一を強固にする年にしたいと思います。

現憲法がGHQの日本弱体化政策の強い意志に

はドナルド・特朗普氏を次期大統領に押し上げ  
る一因となりました。隣国、中国の覇権主義の台頭、  
北朝鮮の核・ミサイル開発等々、口で平和を唱える  
だけでは地球上の争い事から、日本一国だけが逃れ  
る術が無いことは今や一般国民の常識です。国内に  
おいても近年の自然大災害の頻発、予想される東  
南海地震への対処等、危機管理一つとっても国民の  
安全を守るためにの改正は喫緊の課題です。七十年  
の時の流れは国際情勢、国内状況に大きな変化を  
もたらしているにも拘らず、一言一句見直して来な  
かつた現憲法の欠陥は明らかです。

神社界の懸案であります皇室、教育、家族等の諸  
問題もその根は憲法問題に集約されます。

自由民主党は結党時「憲法改正で国民の負託に  
応える」ことを使命とし、その後、一貫して憲法改正  
を党是としてきました。現党総裁たる安倍首相が、  
在任中に憲法改正の実現を目指す信念に変わりは

よる押しつけ憲法であることは、今日まで様々に論証  
がなされて来ました。しかしながら、占領当時の厳重  
な言論や教育の統制は学校教育とメディアに大きな  
影響を残し、更には日本解体を目論む憲法擁護派の  
巧みなプロパガンダに七十年の時を与えて、戦後の二  
世代目、三世代目までに平和憲法の幻想を抱かせる  
までに浸透をしました。

かつて平成三年（一九九一）十一月、ソビエト連邦  
が崩壊し、東西冷戦が終結。誰もが世界に恒久の平  
和が訪れるに期待したのも束の間、以降、民族・宗  
教間の内戦、紛争が頻発。アフリカ・中東からのヨー  
ロッパへの難民流入問題はEU諸国の絆を危うくし  
英國のEU離脱につながり、米国への不法移民問題  
ないものと思っています。憲法施行から六十年を経て  
漸く改正の具体的手続きの方法を定めた「日本国  
憲法の改正手続きに関する法律」が可決され、三年  
後の平成二十二年から施行され、憲法改正に関する  
法律は整っています。現在、憲法改正賛成派の国会  
議員が衆参両院において三分の一を有するとは云  
え、党派の改正内容には隔たりも多く、改正条項の  
集約は困難を極めると想います。国会の憲法審査会  
が正常な形で開催される見込みが立っていない事も  
残念なことです。しかし、最近の世論調査では憲法  
改正賛成派が反対派を上回る情勢を見せていました。

# 天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議について

八月八日の天皇陛下のお言葉の表明を受け、政府は「天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議」(今井敬座長・経団連名誉会長)を開催し、天皇の公務の負担軽減や、そのお言葉から受け止められる天皇陛下の譲位(退位)などについて議論がなされています。第三、五回の会議では、専門家ヒアリングとして十六名(別記)から意見を聴取、第六回の会議にてそれらの意見を纏め、第七回では海外の事例や国民世論の動向などを精査しました。そしてその議論を踏まえて、今月中には論点整理を公表するとしています。ここでは有識者の意見を中心に論点を整理していきます。

## 天皇陛下のご公務とその軽減について

大きく分けて天皇のご公務は、①国会の召集や榮典の授与など憲法に定める「国事行為」②会合などへの出席、外国や施設訪問など象徴としての「公的行為」③宮中祭祀や学術活動などの「その他の行為」に分類し

議論されています。  
①国事行為は「国事行為は当然の公務(大石)」などほとんどの意見が維持されるべきとしています。  
②「公的行為」については、「明確な法律上の定義がない(八木)」「次代以降の天皇の考えで新たに行う行為となるくなる行為があつて良い(笠原)」、「最重要のことは祭祀を大切にする御心の一点で、その余の要件ではない(櫻井)」とした意見が多くあり、概ね共通するのは、整理縮小したり他の皇族方が肩代わりしたりして削減できるということでした。公的行為は今上陛下が作り上げられた象徴的行為とされる役割が多く、「象徴天皇の役割にこだわれば、世襲天皇に能効主義的価値観を持ち込むことになる(平川)」とした意見もあります。

そして③その他の行為に分類されていますが、陛下のお言葉でもお務めの第一に「まず国民の安寧と幸せをお祈ること」と挙げられたように、「宮中祭祀は国民統合

の精神的基盤をなす公的行為(大原)」や「祭祀行為も引き継がれる重要な役割(所)」など古より続けられる祭祀や国民への祈りを重んじる意見(平川・渡部・笠原・櫻井)が多く聞かれました。一方で「天皇は御簾の奥で祈るだけでいいなどと祭り上げることはかえって神格化や政治利用につながる恐れがある(岩井)」との意見もあります。

## 摂政の設置について

憲法及び皇室典範で、天皇が重患や事故で国事に関する行為ができるときには摂政を置くことが規定されています。お言葉の中で、陛下は摂政の設置については否定的な見解が窺えます。しかし譲位せず摂政の設置で対応するべきとする意見は半数近くにのぼり(平川・古川・大原・渡部・笠原・櫻井・今谷・八木)「現行制度を続けるのが象徴天皇制の安定的継続に最も適している(古川)」と皇位の不安定化を懸念した意見が多く見られます。

摂政を設置した場合、天皇と摂政で権威や象徴が一元化するとの指摘がありますが、これは譲位に反対・容認のどちらの専門家の理由にも挙げられ、判断が難し

いところです。中には「新嘗祭で摂政は肝心の『神人共食』を行えない。摂政は象徴ではない(岩井)」などの意見もありました。

## 国事行為の臨時代行について

国事行為は、憲法で「国事に関する行為を委任することができる」と規定されています。「天皇はその存在自体が重大貴重で、国事行為・公的行為は必ずしも御自身でなさる必要はない(今谷)」など「高齢の場合委任することで良い(石原)」とした意見が多くありました。一方「天皇自ら行うことがふさわしく本来の姿(園部)」と委任に否定的な意見も聞かれました。

## 有識者会議ヒアリングメンバー

笠原英彦	慶應義塾大学教授	平川祐弘	東京大学名誉教授	櫻井よしこ	ジャーナリスト
岩井克己	ジャーナリスト	古川隆久	日本大学教授	石原信雄	元内閣官房副長官
渡部昇一	上智大学名誉教授	保阪正康	ノンフィクション作家	今谷 明	帝京大学特任教授
所 功	京都産業大学名誉教授	大原康男	國學院大學名誉教授	八木秀次	麗澤大学教授
所 功	京都産業大学名誉教授	大原康男	國學院大學名誉教授	百地 章	國立館大学大学院客員教授
渡部昇一	元最高裁判所判事	高橋和之	大石 真	東京大学大学院教授	
園部逸夫					

(※文中含め敬称略・聴取順)

## 譲位（退位）とその法制について

その対応については意見が割れ、先述の摂政の設置で対応とする専門家は、まずは御公務の負担軽減を行った上で、現行憲法の摂政や国事行為の代行の制度で対応との見解です。その上で「皇位継承の安定性が損なわれる可能性を承知で国民の意志として退位を認めるのであれば、皇室典範を改正し対応（古川）」や「皇室典範を改正し高齢を要件に加えて摂政で対応（大原）」などの意見があります。

譲位容認の意見では、「一代限りの特別法で対応は可能（石原・高橋・園部）」だが、但し将来的には皇室典範を改正することで対応するべき（所・保阪）とする意見や、「皇室典範に例外的に譲位を認める根拠規定を置き、それに基づく特例法を制定（百地）」との意見があります。

また皇室典範の改正で譲位を制度化する（岩井・大石・※古川（条件付））意見では、改正に時間がかかるとの指摘に対し、「高齢化に対応する譲位に論点を絞れば難事とは思えない（岩井）」との意見もあります。

一方で「退位を実現する場合、憲法の国事行為の委任や摂政設置を否定する政府としての合理的な説明がなければならぬ。天皇の御意向により政府が新しい制

度を実現することは、憲法が禁止する政治的行為を容認することになる（八木）」、「国会或いは皇室会議の承認を得て退位するという制度自体は憲法上許されるが、象徴的行為が行えなくなつたから退位するといふのは憲法の趣旨に反する（高橋）」などの意見もありません。また陛下のお言葉を理由として譲位を進めたことについて、憲法に規定される「国政に関する権能を有しない」に抵触するかどうかも可否両方の意見があり、多くの論点で意見が割れている現状です。

有識者会議のメンバーからは「陛下が百歳になられたときの皇太子殿下、秋篠宮殿の年齢を考えたとき、皇位の安定的な継承のための退位というのはあります。但し即位の拒否権は認められない。」「ビアリングで『天皇は死る存在』と発言したのは宫廷の歴史をずっと勉強してきた方々であり、その意見にも留意しなければならない」などの意見が出ています。

御厨貴座長代理は、第七回会合後に「退位を制度化することは難しいとの認識で概ね一致した」と述べ、「皇位継承が安定的になるなら退位を認める」、「将来的な

退位要件の整備は難しく特例法で対応」とした点で意見が一致したとしました。また世論を重視して方向性を打ち出すとしています。

世論調査では、退位について肯定的（78%）、否定的（11%）となっていますが、退位を認める場合、今後すべての天皇に（53%）、今上陛下限りとすべき（25%）、退位は認めず現行制度で対応（11%）【※NHK12／11】となっており、世論を重視した方向性とは言い難いところもあります。

歴史的に見ると、初めて譲位が行われたのは第三十五代皇極天皇ですが、これは皇嗣が成人するまでのつなぎ役としての女性天皇の譲位であり、男性天皇では第四十五代聖武天皇が最初となります。その後は男性の譲位も行われますが、九世紀頃からの藤原家の摂関政治の権力争い、十一世紀の白河天皇に代表される院政時代の上皇（法皇）が権力を握る時代、そして南北朝時代の混乱など、皇室が不安定であった時期があります。

最近では百十九代光格天皇が最後で、これまで譲位された天皇は五十八名を数えます。（※諸説あり）これらの歴史的な経緯を背景に、旧皇室典範を制定

する際には、終身在位制を前提に心身重患の場合のみ譲位を認めるとする意見の井上毅に対し、伊藤博文は譲位が行われず皇位が安定していた上代の歴史を参考に譲位の例を改めました。

過去の国会答弁でも政府は「天皇は国の象徴であり国民統合の象徴であるという御地位を国民が総意を以て之を維持しているという見地より（中略）国民はやはり御退位を予想するような規定を設けないことに賛成をせらるるのではないか（貴族院での金森徳次郎国務大臣答弁）」など一貫して譲位に否定的でした。

今回天皇陛下のお言葉の表明、そして超高齢化社会と言われる現代において、どのような方策が最善であるのか、まずは有識者会議の結論が待たれます。

神政連では、神政連国會議員懇談会で四回の勉強会を重ね論点整理を行いました。また様々な有識者などの意見を参考に、公表される論点整理を踏まえて、問題点を整理していきます。いずれにしても国の根幹に関わる重大な事柄であり、皇位の安定的継承を大前提とした適切な対応をしていかねばなりません。

# 朝日・グレンデール訴訟について

## 歴史戦

過去の出来事に対する評価、すなわち歴史認識については国によって大きな隔たりが存在することがあります。自らが主張する歴史認識を国際社会へ向けて声高に訴える国がある一方で、日本は「歴史戦」という情報戦において、大きく後れを取っています。我々は、他国の主張する偏った歴史認識を正すよう、史実に基づいた歴史観を国際社会へ訴え続けていかなくてはなりません。朝日・グレンデール訴訟は、一部の日本のマスコミが行った偏向報道を正し、日本人としての誇りを取り戻す「歴史戦」の一環と言えるでしょう。

## 朝日・グレンデール訴訟

「朝日慰安婦誤報訴訟」、通称「朝日・グレンデール訴訟」が昨年十二月二十二日に結審を迎え、本年四月二十七日に判決が言い渡されます。本訴訟は、米国在住の日

本人約五〇人を含む約二二五〇人が朝日新聞社に対し米英主要紙への謝罪広告掲載などを求めたものです。当訴訟の目的は、いわゆる「従軍慰安婦問題」を巡る報道について、朝日新聞社の誤報により醸成された誤った国際世論によって、貶められた日本人（日系人）の名誉と尊厳を回復することにあります。

## 世界の状況

今や、慰安婦問題は韓国と日本の両国だけの問題ではありません。国際世論を巻き込んだ歴史認識問題へと発展しています。「河野談話」等の存在も相俟つて、世界中、わけても同盟国であるアメリカ国内の現状は極めて深刻です。平成二十二年十月にアメリカ、ニュージャージー州パリセイズパーク市に慰安婦の碑が建立されたのを皮切りに、米国各地で従軍慰安婦碑が建立されています。平成二十五年七月には、カリフォルニア州グレンデール市の市

民公園に慰安婦を象徴する少女像が設置され、その傍らには「日本軍により、二十万人以上の女性が自宅から強引に引き離され、性奴隸を強制された」との碑文が刻まれています。国連（クマラスワミ報告）やアメリカ社会（米下院一二二号決議）を始め、慰安婦にまつわる誤解は広く流布され、まるでそれが真実であるかのように定着しつつあります。世界に誤った情報が広がる中で、アメリカ在住の邦人の子どもたちが日本人であることを理由に、「言わねなき苛めや嫌がらせを受けたとの被害報告もなされています。

また、ユネスコの「世界の記憶」遺産を巡っては、昨年八月に日中韓などの民間団体から慰安婦問題の関連資料の登録が申請され、本年から登録を巡っての審査が始まります。

## 日本の対応

国際社会に拡がりつつある誤った歴史観、そして日本人に対する言わなき非難の連鎖を断ち切らなくてはなりません。その手段の一つとして、当訴訟では朝日新聞社に対し謝罪広告の掲載を求めています。増幅し国際問題

となってしまった慰安婦問題を正しく見つめなおすために、誤報という火種を撒いた朝日新聞社には自らの記事が誤っていたことを世界に向けて発信する責務があるのではないか。

昨年二月に、国連女子差別撤廃委員会の対日審査において、杉山晋輔外務審議官が慰安婦問題に対する日本の立場を明確に表明しました。その中で、杉山審議官は「強制連行」「二十万人」「性奴隸」の三つを全て否定しています。国際社会において日本政府が、この三つを完全に否定したのは初めてのことです。日本の態度を世界へ向けて明確に表明したことは特筆すべきであります。

## むすび

本裁判の弁護団の事務局長である内田智弁護士は当裁判を「日本国民のための戦い」と称しました。「歴史戦」という情報戦の中で、我々は日本人としての誇りを取り戻さなくてはなりません。日本に根深く打ち込まれた楔を取り除くために国際世論に向けて正しい歴史観を発信し続けることが日本政府の喫緊の国家的課題であると言えるでしょう。

# 北方四島交流訪問事業（ビザなし交流）に参加して

独立行政法人北方領土問題対策協会は国後島・択捉島への訪問事業を開催し、去年九月十五日～十九日の日程で本連盟から職員を派遣しました。他にも元島民やその親族、鈴木宗男（新党大地代表）・貴子（衆議院議員）親子、与野党の国會議員、各種団体、マスコミなど約六十名が参加しました。

この事業の目的は、領土問題の解決は政府が行うとし、あくまで両国間の相互理解の増進を図り、問題解決に向けた環境整備を行うことにあります。平成四年より続けられている事業ですが、複雑な日ロ関係の中で様々な問題も発生します。八月には交流団の通訳が、多額の現金を所持していた疑いで、国後島に拘留される事件が起こりました。また今回外務省より、四島を含む日本地図

が記されたロシア語会話集の島内持込みを禁止する指導がありました。この措置は過去に例がなく、この事業に詳しい鈴木宗男氏が事前研修会で激高する場面もありました。領土問題を抱えた両国の様々な思惑が交差する中で、このビザなし交流は重要な役割を果たしています。

最近の北方四島の状況としては、ロシア政府が進める新クリル（千島）発展計画が平成二十七年で終了の予定から平成三十七年まで延長されることとなり、それに伴う予算も増額されています。国後島では博物館が、択捉島では劇場などを備える総合文化会館が建設され、島民のための文化施設にも注力している状況が窺えます。道路の舗装範囲も年々着実に広がり、住宅も四島で年間六～七〇〇〇平米ずつ新築されています。一方で四島に残る占領



近代的設備の水産加工場

前の建物は、紗那尋常高等小學校（択捉島）のみですが、これも今後取り壊される予定があり、時代の流れを感じざるを得ません。

また色丹島でも空港改修や文化会館の建設が行われたようです。



港で見送ってくれた現地ロシア人ら

を訪れており、現地ロシア人が日本人を見かけても見慣れた様子で、自然な対応であつたことには少々驚きました。

今回の文化交流では「陶芸」と「昨年造成した日本庭園の手入れ」を行いました。集まつたロシア人、特に子供たちは熱心に耳を傾け、日本文化に興味津々の様子でした。友好的に受け入れてくれたホームビジット

の家庭や街中で「ここにちは」と日本語で話しかけてくれた子供たちなどと触れ合いながら、平成四年より始まったこの事業により、厚い信頼関係が構築されていることを実感

主要産業である水産業・加工業に携わる島民の平均給与もこの五年間で約二倍となり、人口も漸増しているようです。商店を視察しましたが食料品などは日本の倍近く（ロシア本土の一～三倍）の価格で、これは離島という地理的状況が影響しているようです。訪問事業ではこれまで約二万七千人の日本人が四島を、約九千人のロシア人が日本

しました。

また現地では住民の自家用車に分乗して移動しますが、日本車がほとんどで、住民は「日本車は壊れないし修理すればいつまでも乗られる。日本の技術はすばらしく、もっと様々な分野で協力してくれれば」と話しています。また日本で児医療の受け入れを行っていることへの感謝の声なども聞かれました。



十二月十五日は山口県長門市にて、また翌日は東京に移動して安倍首相とプーチン大統領による首脳会談が行われ、特別な制度の下での共同経済活動や元島民によるビザなしでの「自由訪問」の拡充などに向けた具体的な交渉に入ることで合意しました。共同経済活動の分野としては漁業、観光、医療、環境などを想定しており、政府は日本企業の進出を機に、領土問題解決の糸口にしたい考えのようです。

また会談の終了後には、元島民からの手紙を安倍首相からプーチン大統領に手渡しました。手紙には元島民も高齢化し約三分の一が他界する中で、「生きているうちに故郷に戻りたい」「何時でも墓参りをしたい」と書かれていました。今回、元島民の自由往来に向けて交渉が進展したことは一つの成果であり、今回のビザなし交流で団長を務めた元島民の児玉泰子氏も「安倍首相も私たちの気持ちをわかつてくれたのではないか」とコメントしています。

今回の会談で、残念ながら平和条約の締結や領土問題での大きな進展はありませんでした。しかしこれまで七十年以上解決できなかつた問題であり、様々な環境整備の中から返還に向けた具体的な交渉が進むことに期待したいところです。神政連では、竹島や尖閣諸島などの領土問題も含め、各種団体と連携しながら活動を継続して参ります。

## 憲法を読もう 改正ポイント② 「家族について」

憲法改正の機運が高まっていますが、どう改正していくことが必要なのでしょうか。改正ポイントをひとつ見ていきましょう。

優しい社会でした。

しかしながら今日の調査でなぜこのような結果となつたのでしょうか。核家族化や家族観の変化など様々原因が挙げられますが、戦後定められた「憲法」に家族についての記述がないことも一つの要因であるのかもしれません。

平成二十四年に自民党が発表した改憲草案では新たに「家族条項」を設けるとしています。また世界の憲法を見てもドイツやイタリア、ロシア、中国など多くの国々で家族保護を規定しています。

### 自民党「日本国憲法改正草案」

第二十四条 家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。

### ドイツ連邦共和国基本法

第六条 婚姻及び家族は国家的秩序により特別な保護を受ける。

### 中華人民共和国憲法

第四十九条 婚姻、家庭、母親及び児童は国家の保護を受ける。

平成二十一年に（公財）未来工学研究所が行った「海外子育て経験のある父母計百人への調査」で、日本に比べて海外は「赤ちゃんや子連れに優しい社会」であると回答しています。その理由として「周囲の人による移動手伝い、妊婦や赤ちゃんへの「声掛け」や「温かいまなざし」などが大きく違い、その結果海外では「子育てが楽しい」と感じる人が多いとのことでした。他にも「子供は国の宝」という意識が広まっている（シンガポール）、「日本ではすべてが母親の責任、こちらは社会全体で育てる」という風潮（アメリカ）」「子供好きの人々によく出会い、子供は大切にされているのだと感じる。（ドイツ）」などの意見もあります。少子高齢化社会を迎えるとしている日本において、母親が子育てしづらい環境では、将来の社会に不安が募ります。

明治時代に大森貝塚を発見したアメリカ人モースは「日本ほど子供のために尽くす国はない」と述べ、チエコスロバキアの教育者コジエンスキーも日本を「子供の楽園」と表現しているように、日本は子供に

# 神政連が取り組む課題 ～最近の動向～

神政連は昭和四十四年に、世界に誇る日本の文化と伝統を後世に正しく伝えることを目的に結成されました。日本らしさ、日本人らしさが忘れられつつある今、この国に誇りと自信を取り戻すために、私たちはさまざまな問題に取り組んでいます。



## 皇室

三笠宮崇仁親王殿下（大正天皇第四皇男子）には、十月二十七日薨去され、本葬にあたる斂葬の儀が十一月四日、豊島岡墓地で斎行されました。天皇皇后両陛下には翌五日に行幸啓、御墓所に御拝礼遊ばされました。親王殿下の御靈の御平安を衷心よりお祈り申し上げます。



## 憲法

十一月中旬から衆参両院の憲法審査会が再開されました。しかしながら内容は未だ各会派からの意見を述べるなどにとどまり、改憲項目の絞込みなどの具体的な改憲議論には程遠い状況にあります。現在衆参ともに改憲に

前向きな政党が発議に必要な三分の一の議席を占める状況ではありますが、改憲派の間にも考え方や温度差があります。神政連では引き続き神政連国会議員懇談会や美しい日本の憲法をつくる国民の会などと連携しながら、憲法改正の早期実現に向け、働きかけを行ってまいります。

尚、神政連では十一月に憲法の制定過程や改憲項目ごとの解説、改憲手続きの概要などを詳しく解説したリーフレット「憲法改正入門－日本国憲法のかたち－」を発行しました。御希望の方に配布（送料実費）しておりますので、中央本部までお問合せ下さい。



## 靖國神社

十月の秋季例大祭には、安倍首相は真榦を奉納、高市早苗総務大臣、加藤一億総活躍大臣は昇殿参拝しました。他にも「みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会」会員一七〇名（代理八五名含）が参拝しています。

また亀井静香衆議院議員や石原慎太郎元都知事らが呼びかけ人となり、政財界約九十名が名を連ね、西郷隆盛ら西南戦争や戊辰戦争などで亡くなった旧幕府軍（いわゆる賊軍）の合祀を求め、徳川宮司に申し入れをしました。神社側は合祀基準などもあり「ただちにそうしますとは言えない」としています。



## 家族

政府・与党は来年度の税制改正で、当初検討していた配偶者控除の廃止を見送り、控除対象の年収上限を一五〇万円に引上げ、対象世帯の年収上限を設定す



## 歴史認識

るなどの方針を固めました。女性の就労を促進する目的での政府の取組みですが、女性は家庭の中でも子育てなどの重要な役割を担つており、専業主婦も大切な社会の構成員です。神政連では十一月に家族の保護を念頭に置いた慎重な対応を求め、自民党税調宛に要望書を提出していました。



## 歴史認識

教授を会長として「歴史認識問題研究会」が発足されました。副会長に西岡力東京基督教大学教授、顧問にはジャーナリストの櫻井よしこ氏らが名を連ね、事実無根の日本を非難する歴史認識が日本の外交を阻害していることなどに対抗し、日本の名誉や国益を守るためにの基礎研究を行うとしています。まずは中韓らの団体が、ユネスコ世界記憶遺産に慰安婦資料の登録を申請している件で、反論文や資料をまとめる計画です。



### 神武天皇の御東征

野田九浦画 神宮古館農業館所蔵

神武天皇は、日本の初代天皇です。東の方に都をつくる良い土地があると聞いて、日向(宮崎県)から旅にでました。海路や陸路で近畿に進み、元勢力と戦いを交えながら大和の櫛原宮(奈良県)で即位したと伝えられています。

# 日本が生まれた日をお祝いしましょう 建国記念の日

平成二十九年は皇紀二千六百七十七年

平成29年 2月11日(土)祝日 | 奉祝記念行事

## 第一部 奉祝中央式典

## 第二部 奉祝演奏

会場

明治神宮会館

渋谷区代々木神園町1-1

時間

午後1時～3時

## 「悠久からの贈りもの」

小野雅楽会



納曾利

蘭陵王

## 奉祝パレード

首都圏の大学プラスバンドや子供たちの鼓笛隊、勇壮な神輿によるパレードが繰り広げられます。

原宿表参道周辺 午前10時～午後1時

外苑並木通り → 青山通り → 表参道 → 明治神宮

主催 日本の建国を祝う会 TEL:03-3379-8019



神政連レポート一意 No.200一 発行日 平成29年1月1日／発行所 神道政治連盟  
〒151-0053 東京都渋谷区代々木1丁目1番2号 電話03(3379)8282 FAX03(3379)8299  
<http://www.sinseiren.org/>